

●香川県選挙管理委員会告示第21号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項ただし書の規定により、日本放送協会又は基幹放送事業者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第150条第1項に規定する基幹放送事業者をいう。）が他の放送事業者において録音し若しくは録画した物又は候補者届出政党等が録音し若しくは録画した政見で他の放送事業者に提出された物を使用する場合は、当該他の放送事業者において行われる放送の順序によるものとする。

令和8年1月27日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人